

学費延納願の提出について

学費の延納を願い出る場合は、別紙「学費延納願」を郵送又は持参してください。（ファックスでの送信は不可）

なお、延納願を提出された場合も延納期限の1カ月前には、学生担当教員・各クラブ部長・顧問、及び学生ご本人様に納入状況をお知らせいたしますので、ご了承ください。

郵送・提出先 : 日本体育大学 管理部会計課
〒158-8508 東京都世田谷区深沢 7-1-1

【 注意 】

- 延納手続をせず、納入期日までに完納しないものは本学学則により除籍となります。
- 提出後、会計課にて受領した旨の通知はいたしておりません。
- 本頁は提出不要です。

【 学則（一部抜粋） 】

- 日本体育大学学則 第41条 第1号
次の各号の一に該当する者は、除籍する。
(1) 授業料その他の学費を納入しないで、督促しても、なお納入する意思が認められない者
- 日本体育大学大学院学則 第45条 第1号
次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
(1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納入する意思の認められない者

【お問合せ先】

管理部会計課 学費担当
TEL 03-5706-0963（直通）